

医療法人徳洲会 石垣島徳洲会病院居宅介護支援事業所 運営規程

第1条（事業の目的）

医療法人徳洲会が設置する「医療法人 徳洲会 石垣島徳洲会病院居宅介護支援事業所(以下「事業所」という。)」の適正な運営を確保するために必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、指定居宅介護支援の円滑な運営管理を図るとともに、要介護状態の利用者の意思及び人格を尊重し、居宅サービス又は施設サービスを適切に利用できるよう、サービスの種類、内容等の計画を作成するとともに、サービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整その他の便宜の提供を行うことを目的とする。

第2条（運営の方針）

1. 指定居宅介護支援においては、要介護状態の利用者が、可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るように配慮して行う。
2. 利用者の心身の状況、その置かれている環境に応じて、利用者の選択に基づき適切な保険医療サービス、福祉サービスが多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して行う。
3. 利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される居宅サービスが特定の種類、特定の事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行う。
4. 事業の運営に当たっては、市町村、他の指定居宅支援事業者、介護保険施設等の連携に努める。
5. 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対し、研修を実施するなどの措置を講じる。

第3条（事業所の名称及び所在地）

- (1) 名称 医療法人 徳洲会 石垣島徳洲会病院居宅介護支援事業所
- (2) 所在地 沖縄県石垣市大浜字南大浜4 4 6 - 1

第4条（従業員の職種、員数及び職務の内容）

事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務の内容は次の通りとする。

- (1) 管理者 1名（主任介護支援専門員）介護支援専門員と兼務
管理者は、事業所における介護支援専門員、その他の従業員の管理、指定居宅介護支援の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他業務の管理を一元的に行うと共に、法令等において規定されている指定居宅介護支援の実施に関し、遵守すべき事項についての指揮命令を行う。
- (2) 介護支援専門員 2名以上（うち1名管理者と兼務）
要介護者からの相談に応じ、及び要介護者がその心身の状況や置かれている環境等に応じて、本人やその家族の意向等を基に、居宅サービス又は施設サービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整その他の便宜の提供を行う。

第5条（営業日及び営業時間）

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。
土・日・祝祭日及び年末年始（12月31日から1月3日まで）を除く。
- (2) 営業時間 平日、午前8時30分から午後5時までとする。
（営業時間外の緊急連絡等については代表電話番号 0980-82-5117 からの転送または、石垣島徳洲会病院より必要に応じ介護支援専門員携帯電話へ連絡する。）

第6条（居宅介護支援事業の提供方法及び内容）

指定居宅介護支援の提供方法及び内容は次の通りとする。

- 1 利用者からの居宅サービス計画作成依頼等に対する相談対応等を事業所内相談室及び利用者宅その他必要と認められる場所において行う。
- 2 課題分析の実施
 - (1) 課題分析の実施にあたっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行うものとする。
 - (2) 課題分析の実施にあたっては、利用者の生活全般についての状態を十分把握し、利用者が自立した生活を営むことができるよう支援するうえで、解決すべき課題を把握するものとする。
 - (3) 課題分析票は、沖縄県版共通アセスメント様式または、居宅サービス計画ガイドラインとする。
- 3 居宅サービス計画原案の作成
利用者及びその家族の希望並びに利用者について把握された解決すべき課題に基づき、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスを利用する上での留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成する。また、居宅サービス計画作成にあたっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するように求めることができること等につき説明を行い、理解を得るものとする。
- 4 サービス担当者会議等の実施
居宅サービス計画原案に位置づけた指定居宅サービス等の担当者を招集したサービス担当者会議の開催により居宅サービス計画原案の内容について、担当者より専門的見地からの意見を求めるものとする。
- 5 居宅サービス計画の確定
介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービス等について、その種類、内容、利用料等について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得るものとする。
- 6 居宅介護支援事業所とサービス事業所の連携
介護支援専門員は、居宅サービスに位置づけた指定居宅サービス事業者等に対して個別サービス計画書の提出を求めるものとする。

7 サービス実施状況の継続的な把握及び評価

居宅サービス計画の作成後においても、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うことにより、居宅サービス計画の実施状況や利用者についての解決すべき課題についての把握を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うものとする。

8 地域ケア会議における関係者間の情報提供共有

地域ケア会議において、個別のケアマネジメント事例の提供の求めがあった場合にはこれに努力するよう努めることとする。

第7条（利用料等）

法定代理受領以外の利用料については、厚生大臣が定める基準（告示上の報酬額）によるものとする。

第8条（通常の事業の実施地域）

通常の事業の実施地域は、石垣市 竹富町、その他の地域に関しては適宜対応する。

第9条（事故発生時の対応）

- 1 事業所は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 2 前項の事故の状況及び事故に際して取った処置について記録を行うものとする。
- 3 利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償等必要な措置を行うものとする。

第10条（苦情処理）

- 1 指定居宅介護支援の提供に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、指定した居宅介護に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出提示の求め又は当該市町村の従業者からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業所は、提供した指定居宅介護支援に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従い必要な改善を行うものとする。

第11条（個人情報の保護）

- 1 事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

- 2 事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業者での介護サービス提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又は家族同意をあらかじめ書面により得るものとする。

第12条（虐待防止に関する事項）

- 1 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の発生又はその再発防止のため次の措置を講ずるものとする。
 - (1) 虐待を防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待防止のための指針の整備
 - (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
 - (4) 前3号にあげる措置を適切に実施するための担当者の設置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

第13条（業務継続計画の策定等）

- (1) 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- (2) 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するものとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- (3) 事業所は、定期的な業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第14条（衛生管理等）

事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号にあげる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

第16条（身体拘束）

事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行わない。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

第17条（その他運営に関する重要事項）

事業所は、居宅介護支援の質の評価を行い、常にその改善を図ることとし、業務の執務体制についても検証、整備する。

2 事業所は、従業者の質的向上を図るために研修の機会を設けるものとする。

- (1) 採用時研修 採用後6か月以内
- (2) 継続研修 年1回以上

3 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

4 事業所は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

5 事業所は、適切な指定介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

6 事業所は、指定居宅介護支援に関する諸記録を整備し、そのサービスを提供した日から5年間は保存するものとする。

7 この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は医療法人徳洲会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成20年7月1日から実施する。

平成21年12月21日 一部改定

平成22年1月21日 一部改定

平成23年5月1日 一部改定

平成25年6月17日 一部改定

平成29年2月1日 一部改定

平成29年4月1日 一部改定

令和2年5月1日 一部改定

令和2年12月1日 一部改定

令和6年4月1日 一部改定

令和6年12月1日 一部改定